



熊労発基 0922 第3号

令和7年9月22日

熊本地方最低賃金審議会

会 長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長

金谷 雅也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号）

- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）